

第7章 資産管理運用

第79条 (目的)

この章は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の定款第5条の規定に従い、本協会の基本財産及びその他の財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定め、もって本協会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

第80条 (基本財産)

基本財産は、定款第5条第1項をもって構成する。

- 2 基本財産は、定款第4条に定める事業目的を行うために保有する。

第81条 (その他の財産)

その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

第82条 (特定資産)

特定資産は、その他の財産の内、特定の目的のために保有する資産であり、使用・保有又は運用に関し、以下の制約が課されている財産をいう。

- 1) 寄付者から受け入れられた資産で、寄付者により資産の用途について制約が課されている資産
- 2) 理事会において特定の目的のために用途や保有・運用方法等に制約を設けることを決議した資産

第83条 (財産管理責任者)

会長は、第80条及び81条に規定する財産の管理、運用の適正を期するため、総務財務担当常務理事を財産管理責任者に任命し、その管理、運用に当たらせるものとする。

- 2 財産管理責任者は、法令及び定款を遵守し、この規程及び財産管理台帳に基づき、当該財産を管理、運用しなければならない。

第84条 (運用される財産)

適用される財産は、本協会の保有する財産のうち不動産、無休財産権並びに寄付者の意思若しくは理事会の決議により、財産保有形態が指定されている財産を除く、本協会の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

第85条 (運用の基本原則)

本協会の財産運用について、役職員は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、本協会のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

第86条 (財産区分と運用方針)

財産運用は、下記各号の財産区分並びに運用方針により行うものとする。

- (1) 定款第5条第1項により理事会が基本財産とした財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

- (2) その他の財産

財産の積み立て目的、運用可能期間等その財産の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

第 87 条（財産運用の対象）

前条第 1 号及び第 2 号に規定する財産の運用対象は次のとおりとし、償還時に元本が確保されるものでなければならない。

- (1) 円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む）
 - (2) 国債、地方債、政府保証債
- 2 前項にかかわらず、理事会が第 86 条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる資金運用対象以外のものを運用することができる。

第 88 条（債券等の信用格付け）

前条第 1 項第 2 号の債券は、格付け機関が A-以上と格付けしているものとする。なお、格付け機関は、原則として金融庁の信用格付業者登録機関とする。

第 89 条（運用状況の把握）

財産管理責任者は少なくとも半年に一回、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券等の個別有価証券等の信用格付け

第 90 条（債券等の格付け低下による対策）

債券等の格付け等により、この規程第 88 条第 1 項に規定する格付け基準に抵触した場合には、この第 83 条に定める財産管理責任者は、その対策について会長と協議しなければならない。

第 91 条（基本財産及びその他の財産の維持管理）

財産管理責任者は、基本財産及びその他の財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 特定資産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。
- 3 財産管理責任者は、善良な管理者の証跡のため、会長及び専務理事に定期的に資産管理運用報告を行わなければならない。

第 92 条（基本財産及びその他の財産の処分等）

基本財産は、本協会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

- 2 前項の場合には、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 特定資産を事業遂行上やむを得ない事由により、その一部又は全部を処分する場合には、理事会の承認を受けなければならない。